

災害損失特別勘定の必要経費算入に関する明細書

(平成 令和 年分)

 いずれか当てはまるものを○で囲んでください。
 →
 {
 事業所得用
 不動産所得用
 山林所得用
 }
 氏 名 _____

災 害 の あ っ た 日		①	年 月 日				
繰入限度額の計算	費用の見積額の合計額 (⑪の合計額)		②	円			
	保険金等の見込額の合計額 (⑫の合計額)		③				
	繰 入 限 度 額 (② - ③)		④				
災 害 損 失 特 別 勘 定 繰 入 額			⑤				
被災資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細							
被災資産の明細	名 称 及 び 種 類 又は共通費用の費目						
	被災資産の所在地						
	構 造 、 設 備 の 種 類 及 び 細 目						
	事業の用に供した年月日		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
修繕費用等の見積額	修繕費用等 の見積額のうち 支出見込額	⑥	円	円	円	円	
	再取得価額等	⑦					
	未償却残額	⑧					
	被災資産の価額	⑨					
	(⑧-⑨の金額を基 に計算した)修繕費用等 の見積額のうち 支出見込額	⑩					
費用の見積額 (⑥と⑩の いずれか多い方の金額)		⑪					
保 険 金 等 の 見 込 額		⑫					

災害損失特別勘定の必要経費算入に関する明細書

この明細書は、個人が、災害のあった日の属する年（以下「被災年」といいます。）において、所得税基本通達36・37共－7の5（災害損失特別勘定の設定）に定めるところにより、被災事業資産に係る修繕費用等の見積額につき、災害損失特別勘定への繰入れをする場合に使用します。

この明細書は、確定申告書に添付してください。

○ 記載要領

- 1 「①」欄は、被災資産について災害のあった日を記載します。
- 2 「⑤」欄は、個人が災害のあった日の属する年分（以下「被災年分」といいます。）において災害損失特別勘定に繰り入れた金額を記載します。
- 3 「被災資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細」の各欄は、次によります。

なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの「⑪」欄及び「⑫」欄に相当する金額の合計額をこれらの欄に記載し、「⑥」欄から「⑩」欄までの記載を省略することができます。

- (1) 「被災資産の明細」の各欄は、修繕等を行うことが確実な被災資産ごとに具体的に記載します。
- (2) 「修繕費用等の見積額」の各欄は、次によります。

イ 「⑥」欄には、被災資産について、災害のあった日から1年を経過する日（例えば、災害のあった日が平成31年4月1日である場合には、令和2年3月31日）までに支出すると見込まれる次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下これらの費用を「修繕費用等」といいます。）の見積額のうち、被災年の翌年の1月1日以後に支出すると見込まれる金額を記載します。

(イ) 被災資産の取壊し又は除去のために要する費用その他の付随費用

(ロ) 災害により生じた土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用

(ハ) 被災資産の原状回復のための修繕費（被災事業資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために要する修繕費を含みます。）

(ニ) 被災資産の損壊又はその価値の減少を防止するために要する費用

（注）1 法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できないこととされている場合には、その工事に着手できることとなる日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等の見積額を記載します。

2 所得税基本通達51－2の2（有姿除却）の適用を受けた資産については、上記（イ）及び（ロ）に掲げる費用に限り繰入れの対象とすることができます。

ロ 上記イの「修繕費用等の見積額」は、例えば建設業者、製造業者等による当該被災資産に係る修繕費用等の見積額によるなど合理的に見積ります。

ハ 「⑦」欄には、相当部分が損壊等をした被災資産の被災年の12月31日における再取得価額又は国土交通省建築物着工統計の工事予定額から算定した建築価額等を記載します。

ニ 「⑧」欄には、上記ハの再取得価額等を基礎として当該被災資産の取得の時から被災年の12月31日まで償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額を記載します。

ホ 「⑨」欄には、当該被災資産の被災年の12月31日における時価を記載します。

へ 「⑩」欄には、「⑧」欄の金額から「⑨」欄の金額を差し引いて計算した金額を基に計算した見積額のうち、災害のあった日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等の見積額で被災年の翌年1月1日以後に支出すると見込まれるものを記載します。

ト 修繕費用等の見積額は、上記ロの方法及び上記への方法以外の合理的な算定方法によることも認められます。この場合、その合理的な算定方法による修繕費用等の見積額を「⑩」欄に記載します。

- (3) 「⑫」欄には、被災年の翌年1月1日以後において、当該修繕費用等について保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するものにより補填されると見込まれる金額がある場合に、当該補填されると見込まれる金額を記載します。